慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	弁護士事務所に対する捜索と欧州人権条約第８条「住居」の尊重：欧州人権裁判所のNiemietz判決とEU競争法調査手続
Sub Title	Niemietz v. Germany, 16 December 1992, Series A No. 251-B
Author	横田, 直文(Yokota, Naobumi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2006
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.6 (2006. 8) ,p.359- 369
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應EU研究会 判例評釈
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060815-0359

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應EU研究会
判例評釈

弁護士事務所に対する捜索と欧州人権条約第８条「住居」の尊重

――欧州人権裁判所のNiemietz判決[1]とEU競争法調査手続――

横　田　直　文

［事実］

1985年12月９日、ドイツのフライブルグ地方裁判所の裁判官のもとに、フライブルグ郵便局からあるファックスが届いた。それは、教会税不払いに関する事件を扱っていた同裁判官を侮辱する内容であった。差出人はKlaus Wegnerとあり、Freiburg Bunte Listeという地方政治組織内の反教会グループを代表する者と書かれていたが、あとは私書箱の番号があるだけであった。

1986年１月13日、同裁判所はミュンヘン検察局に対し、Klaus Wegnerの侮辱行為は刑法185条に違反するとして刑事訴訟手続の開始を要請した。しかしKlaus Wegnerの召喚も、Freiburg Bunte Listeのメンバーからの情報の入手もできなかったため、1986年８月８日、同裁判所は、Klaus Wegnerが所属する同組織の弁護士事務所や住宅に対する捜索令状を発行した。

申立人はフライブルグに住む弁護士で、Freiburg Bunte Listeにも属し、その代表も何年か務めた人物であった。彼は、教会の影響力の縮小を目指す反教会グループに参加したことはなかったが、一定の役割を担ったことはあった。彼の同僚もFreiburg Bunte Listeに深く関与し、一時は彼らの弁護士事務所がその郵便物の宛先になっていた。このような関係から、捜索令状は申立人の弁護士事務所も捜索対象とした。

1986年11月13日、組織関係者の住居や申立人の事務所が捜索された。また、

弁護士事務所の依頼人に関するデータなども捜索されたが、Klaus Wegnerにつながる証拠は見つからなかった。委員会に申立人が述べたことによると、Klaus Wegnerの特定につながる文書は隠匿され、その後処分されたという。申立人の弁護士事務所の他にも二人の住居が捜索され、そのうち一人の住居から問題のファックスが送られたのではないかという疑念を持たせる文書が見つかった。

1986年12月10日、この捜索のことを知ったフライブルグ弁護士会は、ミュンヘン地方裁判所に正式な抗議を申し入れた。しかし、1987年１月27日、同地裁裁判長は、捜索は進行中の訴訟に対する深刻な妨害に関わるものであり、適切であったと回答した。その後、Klaus Wegnerの件は証拠不十分のため、捜査終了となった。

1987年３月27日、ミュンヘン第一地方裁判所は捜索令状に関する申立人の上訴に対し、令状が既に執行され、訴えに法的利益がないという理由で、刑事訴訟法304条に基づき受理不可能と言い渡した。その際裁判所は、①令状は捜索によって特定の証拠が見つかる具体的根拠に基づくものであり恣意的ではない、②捜索令状は反教会グループの手紙が同事務所に届けられていたことを根拠とするものであり、その手紙は職業上の秘密には当たらない、③個人的名誉の保護という目的は捜索という手段と不均等なものではないという判断を示した。

1987年４月28日、申立人は、捜索令状およびミュンヘン第一地方裁判所の決定に対して不服申立をおこなったが、連邦憲法裁判所は申立が認められる見込みがないとしてこれを斥けた。連邦憲法裁判所は、ミュンヘン第一地方裁判所が示した受理不可能という判断は憲法に違反しないと述べた。

1989年９月21日、申立人は、彼の事務所に対しておこなわれた捜索は欧州人権条約８条で保障されている住居および通信の尊重の権利に反し、さらに、彼の依頼人や評判を傷つけたことは同条約第一議定書１条に反したとして欧州人権委員会に申立てた。1991年５月29日、委員会は、議定書１条違反は存在しないとしたうえで、全会一致で８条違反を認定し、ドイツ連邦共和国を相手に事件を人権裁判所に付託した。

［判旨］

⑴　８条違反の認定について

委員会は、捜索は申立人の私生活（private life）および住居（home）への不当な干渉だとして８条違反を認めた。

Ⓐ「干渉」はあったか

委員会の結論に対し、ドイツ政府は、「私生活」「住居」と「職業生活」「職場」には明確な区別があり、８条は弁護士事務所の捜索までをも禁じたものではないと主張した。委員会は弁護士とその依頼人の間の関係の信頼性を特に重視した。しかしいかなる職業および商業活動にも程度の差こそあれ内密な関係は存在するのであり、このことを８条解釈の基準とすることはできない。

裁判所は、「私生活」の網羅的定義を試みることは可能でも必要でもないと考える。しかし、その概念を個人が自身の個人的な生活を選び取る「内円」（inner circle）に限定し、そこからこの円に含まれない外部の世界を完全に排除するとする解釈は狭すぎる。私生活の尊重には、一定程度、他の人と関係を築き、発展させる権利が含まれていなければならない（§29）。

職業生活が多くの人にとって外部世界との関係を発展させる重要な機会を与えていることを考えれば、「私生活」から職業的、商業的要素が排除されなければならないとする理解には根拠がない。

また、職業活動にしか関係しないという理由によって８条の保護が否定されるのであれば、職業活動と非職業活動が混在していて両者の区別がつきにくい人に対しては８条が適用され得るということになり、不公平な結果を生じさせる（§29）。実際、裁判所はこれまでにもそのような区別はしてこなかった。

英語正文ではhomeである「住居」に関しては、これはドイツをはじめいくつかの締約国では事業所（business premises）までをも含むものと解されている。また、このような解釈はフランス語正文とも一致する。すなわち、フランス語のdomicileはhomeよりも広い含意を持っており、例えば職場もこれに含まれ得る。職業またはビジネスに関係する活動が私的な居宅または活動を通しておこ

なわれることもあるし、それほど関係のない活動が事務所や商業施設でおこなわれることもあることからも、住居を常に職業的なそれと私的なそれとに明確に区別することは不可能である（§30）。

さらに一般的に、「私生活」と「住居」をいくつかの職業あるいは商業的活動や施設を含むものとしてとらえることは、公の機関による恣意的な干渉から個人を守るという８条の主旨と目的にも適うものと考えられる（§31）。このような解釈は締約国の行動を不当に妨げるものではない。なぜなら締約国は８条２項で認められている限度において「干渉」する権限を保持するからである。この権限は、職業あるいは商業活動またはその施設に関わる場合、そうではない時よりもよりその及ぶ範囲が広くなるであろう。

上述のような、８条の適用が不可能であることを否定する一般的考察に加え、本件の特殊事情に伴う要素も考慮しなければならない。ミュンヘン地方裁判所が発行した令状は、Klaus Wegnerの身元を示す「文書」の差し押さえを、条件や制限なしに指示した。差し押さえたものの中には、８条で保護の目的そのものとなっている通信文書やデータも含まれていたに相違ない。「生活」と異なり、「通信」にはその意味を制限する形容詞がついていない。裁判所の先例を見ても、通信の保護は無条件に認められたし、弁護士との通信に関するいくつかの事件では、職業的要素があるから８条は適用できないという解釈の可能性については触れられてさえいない。

以上を勘案すると、申立人の事務所の捜索は８条が保障する権利に対する干渉を構成する。

(B)　干渉は「法律に基づ」いていたか

申立人は、捜索は事実というよりは嫌疑に基づくもので刑事訴訟法103条に反しており、加えて職業上の秘密を無視したものであり、「法律に基づ」いていないと主張した。裁判所は、委員会やドイツ政府と同様、この主張を斥ける。ミュンヘン第一地方裁判所と連邦憲法裁判所が捜索は103条に照らして適法であると判断しており、それに異を唱える理由はない。

(C)　干渉は正当な目的のためであったか

申立人はこのことに関して異議を申し立てていないが、裁判所は、委員会同様、干渉には裁判官の名誉を守るという８条２項の規定上の正当な目的があったと認める。

(D) 干渉は「民主的社会において必要なもの」であったか

ここで問題となるのは、目的に対して手段が適切であったかということである。捜索執行の理由となった裁判官への圧力ともいえる侮辱は、決して軽いものではない。しかし他方で、捜索令状は、「文書」に対する制限のない捜索および差し押さえをも含む曖昧で広すぎる権限を与えていた。ドイツでは弁護士事務所の捜索の際、独立の観察官を置くなどの特別な保障手続がないことを考慮すると、この点は重要である。さらに重要なことに、捜索されたものと職業上の秘密の侵害を比較すると、捜査は不均衡であったと推察される。加えて、このことは申立人の職業的評判に悪影響を与えたとも言える。

(E) 結論

上記の理由により、裁判所は本件捜索には８条違反があったと結論づける。

(2) 第一議定書１条

捜索が申立人の職業的評判に与えた影響については既に論じており、裁判所は委員会同様、第一議定書１条は個別の問題を惹起しないと判断する。

(3) 条約50条の申請

申立人は、裁判所に対して、条約50条に従って、職業上の評判の低下から生じた損害に対する賠償の方法と金額を裁判所の裁量によって決定することを要求した。しかし裁判所はこの要求に応じることはできない。

申立人はそもそも８条違反により生じる金銭的損害を立証していない。もし、非金銭的損害が引き起こされたのであれば、違反の認定自体が十分な精神的満足を与えるであろう。加えて、申立人は審理段階でドイツおよびストラスブールでの裁判費用を求めたが、その費用明細を提出しなかった。

以上の理由により、裁判所は全員一致で、本件捜索の

1．欧州人権条約８条違反を認める。

2．第一議定書１条からは個別の問題は発生しないと判断する。

3．正当な精神的満足に関する申立人の訴えを却下する。

［解説］

⑴　**本判決の意義・特徴**

本判決は、欧州人権条約８条で不可侵が保障されている「住居（home）」は、職業的、商業的事業所を排除したものではないということを示したものとして注目される。判決は、ドイツ警察がおこなった捜索が弁護士事務所に対してのものであっても条約８条が適用されると判断した。８条における私生活および住居と、職業生活およびその活動場所は明確に区別されると主張したドイツ政府に対し、裁判所はそのような区別を採用しなかった。「私生活」を一定の職業上の人間関係を含むという広い意味でとらえ、したがって「住居」も職場を必ずしも除外するものではないと判断したのである。これまで必ずしも明確でなかった８条１項の「私生活」「住居」の範囲について、本判決は一定の指針を与えたといえる。

また裁判所は、本件における捜索は８条２項の「民主的社会の必要」を満たしていないとした。①令状が無条件に「文書」の捜索および差し押さえを指示しており、権限が広すぎること、②捜索が、独立の観察官を立ち会わせるというような特別の手続的セーフガードを伴っていなかったこと、③捜索が弁護士の職業上の秘密を侵害したことは、「犯罪の防止」および「他の者の権利（本件の場合、裁判官の名誉）の保護」という目的と均衡が取れていなかったと判断した。「民主的社会の必要」の中身を考える際の一定の基準を示したといえる。

なお、本判決に先立つ1989年、欧州司法裁判所がHoechst事件[2)]で８条１項にいう「住居」には事業所は含まれないと判示していたため、欧州人権裁判所による本判決はその判断を覆すものとなった。EU競争法は執行機関であるコミッション（欧州委員会）に対し、立ち入り調査に関する広い権限を認めている

ため、「住居」に関する両裁判所の解釈の齟齬は立ち入り調査の運用の上でも、両裁判所の解釈権限の上でも問題視された。

⑵　８条１項「私生活」の意味

欧州人権条約８条１項でその権利の尊重が保護の対象となっている「私生活」や「住居」は、いずれもその意味する範囲は明確ではない。欧州人権委員会も同裁判所もこれらの範囲を明確にしようとせず、むしろ、そこに残る曖昧さを利用して、社会的・技術的発展を考慮に入れた判例を積み重ねてきたともいえる[3)]。

本判決でも裁判所は「私生活」の網羅的定義を不必要かつ不可能として避けている。しかし他方で、次のような一定の指針を示した。

「（私生活）概念を、個人が自身で選んだ個人的生活を送ることができる「内円」に限定し、そこからその円に包含されない外部世界を完全に排除するという解釈は狭すぎる。私生活の尊重には、一定程度、他の人との関係を築き、発展させる権利が含まれていなければならない。」（§29）

この判断によれば、私生活を尊重する権利は、個人情報の秘匿を主とした英米法のプライバシー権よりも広い。これは、「一定程度まで他の人間との関係を築き、発展させる権利……が含まれる」[4)]という委員会が長い間示してきた考えを支持したものといえよう。同時に、私生活と職業生活との間に明確な境界線を引くことができるという考え方を否定したものでもある。

⑶　８条１項「住居」の意味

上述のような私生活の理解は「住居」の解釈にも影響を与えている。すなわち、職業またはビジネスに関係する活動が私的な居宅または活動を通しておこなわれることもあるし、それほど関係がない活動が事務所や商業施設でおこなわれることもあることから、私生活同様、住居を職業施設かそうでないかという基準で明確に区別することはできないと本判決は判断したのである（§30）。言い換えると、事業所を住居に含むのは、そこへの捜索が私生活を尊重する権

利の干渉にあたるおそれがあるからだといえる。本判決以前に、事業所が８条の「住居」に含まれるか否かを判断した欧州人権裁判所の判例はなく、また、前掲Hoechst事件判決で欧州司法裁判所が８条「住居」に事業所は含まれないと判断していたことから、事業所も８条「住居」に含まれ得るとした本判決は画期的といえる。ただし、私的な居宅と事業所とでは可能な干渉の範囲は異なるということには留意する必要がある。

なお本判決後も欧州人権裁判所は「住居」に事業所が含まれ得るという判例を積み重ね[5]、欧州司法裁判所がどう判断するかが注目されたが、2002年Roquette Frères事件判決で、欧州司法裁判所は本判決以降の欧州人権裁判所の判例を考慮すべきである旨判示した[6]。

⑷　８条２項「民主的社会において必要なもの」の意味

条約８条は１項で政府が保護すべき権利を規定し、２項で１項の権利に政府が干渉できる例外的条件（合法性、正当な目的、民主的社会の必要）を規定している。本判決では、弁護士事務所に対する捜索が1項の「私生活」および「住居」を侵害したと認め、さらに２項に掲げられている条件のうち、「民主的社会の必要」を満たしていないとして８条違反を認めた。つまり、捜索には弁護士事務所の住居侵害を上回るだけの社会的必要性がなかったと判断したのである。

民主的社会の必要に関して、裁判所は一貫して干渉が必要かどうかを判断する締約国の評価の余地を一定程度認めてきた[7]。しかしそれはヨーロッパ・レベルの監視メカニズムと密接に連携したうえでのことであり、８条２項は厳格に解釈され、さらにその必要性は該当事件に対して確信をもって確立されなければならない。

裁判所は、弁護士事務所の捜索は、捜索令状があるにもかかわらず、犯罪防止および他者の権利保護が目的であったとしても不均衡だったと判断した。これは、捜索令状の文言が広く曖昧すぎたことに加え、捜索が職業上の秘密を侵害したからである。さらに、ドイツでは弁護士事務所の捜索にあたって特別な

手続き的セーフガード（procedural safeguard）がなかったことも考慮された。

⑸　EU競争法に基づく立ち入り調査と住居の不可侵

EU競争法は、そのルールの遵守を監視するため、コミッションに比較的広い権限を与えている。EC条約81条（競争制限的行為の禁止）[8]および82条（支配的地位の濫用の禁止）[9]違反の疑いのある企業に対し、事前予告なしにその事業所内に立ち入り、関係証拠を入手し、調査をするなど、いわゆる“dawn raids”（暁の急襲）[10]と呼ばれるものである。このような強い権限は競争法の観点からは必要である反面、強制的な立ち入り検査は私生活の尊重や住居の不可侵を定めた欧州人権条約８条に抵触するおそれがある。ここに、競争法上の自由競争の保護と人権の保護とのバランスが問題となる。

「住居」に関するこの点の解釈において、欧州司法裁判所は前掲Hoechst事件判決[11]で「住居」は事業所にまで拡大されるべきではないと判断した。したがって、事業所も「住居」に含まれ得ると判断した本判決は欧州司法裁判所の判断とは異なるものであった。その後も欧州人権裁判所は本件判決の判断を支持し続けたため両裁判所の判断の齟齬が問題とされたが、上述のとおり欧州司法裁判所も2002年Roquette Frères事件判決で、本件判決を含む一連の欧州人権裁判所判決を考慮するよう判示した[12]。

前掲Roquette Frères事件判決をうけて、欧州人権条約８条との適合性を担保するため、それまでの規則17号に代わり2004年５月１日から施行されている新しい理事会規則1/2003号[13]の20条に次のような規定が置かれた[14]。

コミッションが調査権限を行使する際に国内競争当局の支援を必要とする場合において、国内裁判所（the national judicial authority）の許可を要する場合、コミッションはそれを申請しなければならない（20条７項）。国内法によっては当該支援が国内裁判所の許可を必要とする場合（例えば、強制立ち入りのような強制的措置に関する命令を裁判所から得る必要がある場合）、国内裁判所の権限と義務がいかなるものなのかという問題が生じる。そのような場合、国内裁判所は、①コミッションの決定が真正なものであり、また、想定される強制的措置

が恣意的でなく、かつ、調査内容に照らして過剰でないようコントロールしなければならない、②比例性のコントロールについては、国内裁判所はコミッションにとくに競争法違反の根拠、違反容疑の重大性および事業者の関与の性格について詳細な説明を求めることができる、③しかし、調査の必要性に疑義を挟むことやコミッションのファイルにある情報の提供を要求することはできず、コミッション決定の適法性は欧州司法裁判所のみが審査しうる（20条８項）。

〈注〉

1）*Niemietz v. Germany*, Application No. 13710/88, Judgement of 16 December 1992, Series A, No. 251－B.

2）Cases 46/87 and 227/88 *Hoechst AG v. Commission of the European Communities*［1989］ECR 2859.

3）D. J. Harris, M.O'Boyle, and C. Warbrick, *Law of European Convention on Human Rights*, Butterworth, 1995, p.303.

4）*X v. Iceland*, 18 May 1976, DR 86.

5）*Société Colas Est and Others v. France*, Application No. 37971/97, Judgment of 16 April 2002, §41.

6）Case C－94/00 *Roquette Frères SA v. Directeur général de la concurrence, de la consommation et de la répression des frauds*［2002］ECR Ⅱ－9011. この判決については、山岸和彦「ロケット兄弟社事件」『貿易と関税』2004年１月号、71－75頁参照。

7）*Crémieux v. France*, Judgement of 25 February 1993, Series A no. 256－B, p.62, §38.

8）旧EC条約85条。

9）旧EC条約86条。

10）EC条約第６編第１章「閣僚理事会規則」１/2003号、規則17/６号。EU競争法における欧州委員会の権限と住居等の不可侵の関係については、Alison Jones and Brenda Sufrin, *EC Competition Law: Text, Cases, and Materials*（Second Edition）, Oxford University Press, 2004, pp.1055－1083参照。

11）Cases 46/87 and 227/88, *op. cit.*

12）Case C－94/00, *op. cit.*

13）規則１/2003号に関する日本語文献としては、庄司克宏著『EU法　政策篇』岩波書店、2003年、60、61頁、松下満雄「EU/EC競争法の新施行規則について」『国際商事法務』第31巻５号、2003年、609－616頁、ジャン・フランソア・ベリス（松下満雄監訳）「EU競争法の近代化」『国際商事法務』第31巻９号、1217－1224頁参照。

14）なお、21条には、合理的な疑いがある場合、事業者の家屋だけでなく、経営者や従業員の住居などの「他の家屋」の調査についても規定されている（20条の場合より、弱い権限と強い保護）。

〈参考文献〉

（１）Maurice Emberland, *The Human Rights of Companies：Exploring the Structure of ECHR Protection*, Oxford Universtiy Press, 2006.

（２）Rick Lawson, “Confusion and Conflict? Diverging Interpretations of the European Convention on Human Rights in Strasbourg and Luxembourg” in Rick Lawson and Matthijs de Blois（eds.）, *The Dynamics of the Protection of Human Rights in Europe / Essays in Honor of Henry G. Schermers*, Martinus Nijhoff Publishers, 1994, pp. 219－52.

（３）Clare Ovey and Robin White, *The European Convention on Human Rights*, Oxford University Press, 2002.

（４）Alastair Mowbray, *Cases and Materials on the European Convention on Human Rights*, Butterworths, 2001.

（５）Mark W. Janis, Richard S. Kay, and Anthony W. Bradley, *European Human Rights Law: Text and materials*, Oxford University Press, 1995.

（６）Francis G. Jacobs and Robin C. A. White, The *European Convention on Human Rights*（2nd Edition）, Oxford University Press, 1995.